

# 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 概要

## 1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年以内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

電気通信事業法施行規則等は、各申請等について様式を定めており、当該様式で押印欄を設けているところであるが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

下記の省令に規定する様式等から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除する。

- ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）
- ・電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）
- ・工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）
- ・端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）
- ・電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）
- ・電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第85号）

## 3 施行日

令和2年12月1日から施行するものとする。